

平成 27 年

赤平市議会第 4 回定例会会議録（第 1 日）

12月8日（火曜日）午前10時00分 開 会  
午前11時09分 散 会

○議事日程（第 1 号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 47号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 48号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 49号 赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 50号 証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 51号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 52号 赤平市国民健康保険条例及び赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 12 報告第 7号 専決処分の報告について

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 市政の報告（市長・教育長）
- 日程第 5 議案第 47号 赤平市課設置条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 48号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 49号 赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 50号 証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 51号 赤平市税条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 52号 赤平市国民健康保険条例及び赤平市介護保険条例の一部改正について
- 日程第 11 報告第 6号 専決処分の報告について
- 日程第 12 報告第 7号 専決処分の報告について

○本日の会議に付した事件

○出席議員

9名  
1番 木村 恵君

2番 五十嵐 美知 君  
 3番 植村 真美 君  
 4番 竹村 恵一 君  
 5番 若山 武信 君  
 6番 向井 義擴 君  
 7番 伊藤 新一 君  
 8番 獅畑 輝明 君  
 9番 御家瀬 遵 君

○欠席議員 1名

10番 北市 勲 君

○説明員

市長 菊島 美孝 君  
 教育委員会委員長 山田 和裕 君  
 監査委員 早坂 忠一 君  
 選挙管理委員会 壽崎 光吉 君  
 委員長 田村 元一 君  
 農業委員会会長

---

副市長 伊藤 嘉悦 君  
 総務課長 町田 秀一 君  
 企画財政課長 伊藤 寿雄 君  
 税務課長 下村 信磁 君  
 市民生活課長 野呂 道洋 君  
 社会福祉課長 永川 郁郎 君  
 介護健康推進課長 斉藤 幸英 君  
 商工労政観光課長 林 伸樹 君  
 農政課長 菊島 美時 君  
 建設課長 熊谷 敦 君  
 上下水道課長 杉本 悌志 君  
 会計管理者 中西 智彦 君  
 あかびら市立病院 實吉 俊介 君  
 事務長

---

教育委員会 教育長 多田 豊 君  
 " 学校教育 相原 弘幸 君  
 " 課長  
 " 社会教育 蒲原 英二 君  
 " 課長

---

監査事務局長 大橋 一 君

---

選挙管理委員会 町田 秀一 君  
 事務局長

---

農業委員会 菊島 美時 君  
 事務局長

○本会議事務従事者

議会 事務局長 栗山 滋之 君

" 総務議事 野呂 律子 君  
 担当主幹

" 総務議事 安原 敬二 君  
 係長

(午前10時00分 開 会)

○副議長(五十嵐美知君) おはようございます。北市議長より本会議を欠席する旨届け出がありました。よって、地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務をとらせていただきます。

これより、平成27年赤平市議会第4回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、4番竹村議員、6番向井議員を指名いたします。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

今期定例会の会期は、本日から11日までの4日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(五十嵐美知君) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から11日までの4日間と決定いたしました。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第3 諸般の報告であります。

事務局長に報告させます。

○議会事務局長(栗山滋之君) 報告いたします。

諸般報告第1号ですが、市長から送付を受けた事件は13件であります。

本会議に説明のため出席を求めた者につきましては、記載のとおりであります。

次に、議長報告であります。平成27年第3回定例会以降平成27年12月7日までの動静につきましては、記載のとおりであります。

次に、例月現金出納検査の結果であります。監

査委員報告書の概要を記載しております。

次に、本日の議事日程につきましては、第1号のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。今日は北市議長が欠席であります。

以上で報告を終わります。

○副議長(五十嵐美知君) 日程第4 市政の報告であります。

一般行政について報告を求めます。市長。

○市長(菊島美孝君) [登壇] 前定例会以降の市政の概要につきましてご報告を申し上げます。

初めに、全国及び北海道市長会の動向につきまして申し上げます。10月14日に平成27年秋季北海道市長会定期総会が士別市で開催され、まち・ひと・しごと創生法の施行に伴い、より実効性を伴った取り組みが進められるよう少子高齢化社会の対応とし、子育て支援体制の整備、高齢者が地域で安心して暮らし続ける医療サービス制度の確立、人材育成と産業の振興として、地方大学を初めとする高等教育機関が機能を発揮できる支援施策とともに、地方の雇用拡大に向け、資金、人材、情報等の支援制度を構築すること、企業の立地促進を図るなど盛り込み、さらに新型交付金など、財政措置を長期的かつ弾力的に採択を行うなど、実施に当たっては国の責任において制度の確立を図るよう求めるほか、国が示す基本的な方針や政策に基づき、地方の実情に合い、かつ地方への対応について万全を期するよう地方創生に関する決議が採択されたところでございます。また、春季に引き続き、地方の持つ可能性を発揮させ、安定的に北海道が発展するために地方行財政の充実、強化、社会保障施策に支障を及ぼすことのない社会保障制度改革、さらには環太平洋連携協定、エネルギー政策と原子力発電に関する決議が採択され、11月12日、国会議員並びに関係省庁に対して要望を行ってまいりました。なお、全国市長会理事、評議員の合同会議におきましても地震、津波、台風等、防災対策の充実、強化に関する決議のほか、地

方創生の推進、分権型社会の実現に関する決議など、喫緊の課題である重要案件6件を決議し、関係機関へ要請されたところであります。

次に、過疎地域の振興に関する中央要請について申し上げます。11月13日に全国過疎地域自立促進連盟北海道支部において、平成28年度過疎対策関係の政府予算施策に関する要望として地方創生と人口減少の克服、過疎市町村の財政基盤の確立、そして住民が安心、安全に暮らせる生活基盤の確立など、道内選出国會議員に対し要請を行ってきたところであります。

次に、赤平市しごと・ひと・まち創生総合戦略について申し上げます。昨年11月28日に公布されたまち・ひと・しごと創生法に基づき、本年度は全国の自治体が人口減少対策に向けた地方版総合戦略の策定に取り組んでおります。本市におきましては、本年7月2日に外部有識者を含む産官学金労による赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議、さらに50歳以下で構成されるみらい部会を発足し、同日市長より本市の総合戦略に対する諮問を行ったところでございます。その後、議会の合同会議を含む6回の会議を経て、11月19日に答申をいただき、基本的な考え方と4つの基本目標、そして今後5年間で成果を上げるべき重点施策と継続的に行うことで成果を上げるべき中、中長期施策が示されました。これまで戦略会議、みらい部会の両会議の委員におかれましては、ご多忙の中、約5カ月間にわたり熱心な議論を重ねていただいたことに改めて感謝申し上げます。11月26日には、この答申内容をもとに行政内の策定委員会並びに幹事会において施策を取りまとめ、現在成果指標等を含めた総合戦略の素案作成の最終作業に入っているところでございますけれども、今月中には素案をまとめ、市民の皆様に対する住民説明会並びにパブリックコメントを経て、年明けの1月中の完成を目指してまいります。

次に、まちづくり講演会の開催について申し上げます。市民のまちづくりへの参加意識やまちづくりに必要な基礎知識を高めることを目的として、9月

10日、交流センターみらいにおいてまちづくり講演会を開催し、約100名の方々の参加をいただいたところであります。今年度の講師には、地方創生に精通しております一般財団法人地域活性化センター理事長、内閣官房の地域活性化伝道師でもある椎川忍氏を講師にお招きし、「人口減少社会における地域創生」と題して、全国各地でのさまざまな取り組み事例を紹介していただきました。講演会に参加された市民の皆様、職員につきましてもこれからのまちづくりのヒントになったと感じているところであり、今後の赤平市のまちづくりに大いに期待を寄せるところでございます。

次に、平成27年度赤平市表彰式について申し上げます。11月3日、文化の日に、ご来賓多数のご出席を賜り、交流センターみらいを会場に挙行いたしました。功労表彰、功績表彰、特別顕彰に各1名、善行表彰に1団体、さらに勤続表彰につきましては15年勤続の3名の方々にそれぞれ市民を代表し、敬意と感謝の意を表したところでございます。表彰を受けられた方々は、これまで市勢の振興と発展のため、それぞれの分野で多大なご貢献を賜ったところでありますが、今後におきましても健康にご留意され、なお一層市勢発展のためお力添えとご指導をお願い申し上げます。

次に、秋季住民懇談会の開催について申し上げます。本年度の秋の住民懇談会につきましては、10月15日から29日にかけて市内9会場で開催したところであります。今回の住民懇談会では、赤平市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議の検討状況の報告をさせていただき、その後平成28年度予算にかかわる町内要望や市民の皆様が日ごろ感じている市政やまちづくりに対するご意見等をお聞かせいただきました。特に人口減少対策や地域交通に関する問題を初め、農業施策につきましてもさまざまなご意見をいただき、今後の行政運営の参考としていく所存でございます。また、このたびの懇談会から基本的に全課長職も出席することとして、市民の考えをじかに認識していただいたほか、全職員に対して内容を

周知しており、今後新年度予算編成作業過程の中で検討を進めてまいります。

次に、第6回赤平産業フェスティバルについて申し上げます。赤平市の産業の振興を図るため、農業、商業、工業の3者が連携し、地元の食料品や生産品、製造品、地場産品とものづくりのまち赤平を広く市民の皆様や近隣の方々にPRをし、直接販売することにより、地元名産品となる農産品、加工品の発掘、生産の向上や流通ルートの拡大を図ることを目的に第6回赤平産業フェスティバルを10月10日に赤平駅前広場並びに交流センターみらいにて開催いたしました。「いいものいっぱい」をテーマのもと、オモチ餅まき、ゆめぴりかのPR米の配布、地域用水パネル展など、多くの市民の観客に楽しんでいただき、初企画として子供向けのキャラクターショーや市内企業の若手従業員で構成されている人材育成事業のメンバーによる企業PRを含めたクイズやゲーム大会などを実施いたしました。また、食のイベントとして赤平グランプリ丼を実施し、市内飲食業者8店が赤平米を使った丼を当日販売し、イベント後に3店舗がメニューとして取り扱っていただきました。おかげさまで5,000人の来場者があり、開催に当たりご尽力いただいた関係諸団体、協賛くださいました企業、団体に加え、応援してくださった市民の皆様にも深く感謝申し上げます。今後は、さらに市民の皆様にも喜んでいただけるよう、また赤平の地場産品を広くPRして赤平の魅力を発信できるイベントを目指してまいりたいと思っております。

次に、平成27年度東京赤平会総会について申し上げます。平成27年度東京赤平会総会及び交流会が10月31日、東京都内で開催され、54名の方々が参加されました。総会の直前に野口会長がご逝去をされ、また高尾前市長をしのび、黙祷を行った後、橋向副会長にご挨拶をいただき、平成26年度の決算、平成27年度の事業計画についてご審議をいただき、滞りなく総会を終わることができました。私のほうからは、ふるさと納税のお礼とお願いに加え、赤平市の近況を報告し、東京赤平会の皆様ごが思いを寄せてい

ただいているふるさと赤平の歴史と伝統を守って、新たなる改革を目指し、市政をつくり上げていきたいとお話をさせていただきました。総会終了後には交流会が行われ、特産品PRとして赤平米の試食をしていただき、赤平特産品小包セットの販売開始とふるさと納税の返礼品の開始についてもPRを行ってきました。また、市内企業からの多大なご協力を得て行った大抽せん会は、会員皆様に大変ご好評をいただき、盛会のうちに終了したところであります。

次に、第48回赤平市社会福祉大会について申し上げます。11月21日、交流センターみらいにおいて、誰もが安心して健康に暮らせる福祉社会づくりを目指して、福祉関係者や町内会など市民約100名の方々が参加し、福祉大会を開催いたしました。初めに、福祉関係に貢献した8名の方々に市長感謝状、続いて社会福祉協議会長から表彰状と感謝状を贈呈し、その後引き続き、栗山町社会福祉協議会事務局長の吉田義人氏により「ケアラー支援を地域福祉の切り口に」と題したご講演をいただき、大会を終了したところでございます。

次に、第48回赤平市金婚式について申し上げます。10月20日、交流センターみらいにおいて、市及び社会福祉協議会の共催により第48回金婚式を開催したところであります。結婚50年、人生の起伏をご夫婦で乗り越えられ、円満な家庭生活を営み、社会に多くの功績を残されたご夫妻に対しまして永年のご労苦をねぎらうとともに、今後ますますのご健勝を祈念いたしまして、該当者25組のうち当日は14組のご夫妻に出席をいただき、金婚の章を贈呈したところであります。

次に、交通安全運動について申し上げます。9月21日から30日までの10日間にわたり秋の交通安全運動が展開され、早朝の街頭啓発には延べ1,050名以上のご参加をいただき、交通安全運動を展開したところでございます。9月18日から30日までは赤平市交通安全推進協議会の主催により、園児、児童を対象とした交通安全ポスター展を交流センターみらいで開催し、9月30日には交通事故死ゼロを目指す日に

あわせて、旗の波による交通安全運動、街灯啓発及び交通安全ポスター展表彰式を開催し、多くの市民に対し交通安全の意識高揚に努めたところであります。また、赤平市においては11月3日に節目であります交通事故死ゼロ700日を達成したところですが、今後も交通事故死ゼロ2,000日を目標に運動を展開してまいります。これから本格的な冬を迎え、降雪等により路面状況が著しく変化し、スリップ等が起因する冬型事故の発生が懸念されることから、交通安全関係団体と連携を図りながら、新たな犠牲者を出さないためにも市民の皆様とともに交通事故の防止、また飲酒の機会もふえることから、飲酒運転の撲滅に向け、交通安全の意識高揚と啓発に努め、住民参加の運動を展開し、交通事故撲滅に向けて取り組んでまいります。

最後に、工事の進捗状況につきましては別紙のとおりでございます。

以上、市政の概要につきましてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

**○副議長（五十嵐美知君）** 次に、教育行政について報告を求めます。教育長。

**○教育長（多田豊君）**〔登壇〕 それでは、前定例会以降の教育行政の概要についてご報告いたします。

初めに、学校教育について申し上げます。最初に、現在統合準備委員会において進めております中学校統合についてであります。現在統合校舎建設に係る基本設計の協議を進めておりますが、建設位置や改装、平面図による教室の配置について企画検討を行い、基本となるレイアウトがまとまりつつありますが、今後も引き続き基本設計の作成に向け検討を進めてまいります。また、校歌、校章等についても協議を行っており、協議内容については統合準備委員会日より、各小中学校の学校日より等を通じて保護者、市民に周知を図ってまいります。

次に、全国学力・学習状況調査の結果についてであります。本市の調査結果については、改善の傾向はあるものの、依然として憂慮すべき状況でありま

す。本市の学力向上策では、この全国学力・学習状況調査のみならず、市内の小中学校全学年を対象とした標準学力検査も実施しており、また道教委事業である地域の学力向上支援事業を市内の全小中学校で実践し、一定の前進が見られることから、道教委による北海道版結果報告書への市町村別掲載について同意したことは、前定例会でもご報告したところでございます。市教委としては、市民に対する説明責任がありますことと学力の問題は学校ばかりではなく、家庭や地域全体で育むものとの観点から、全市的な協力を求めることが大切であると考え、市教委独自で公表することとして、11月広報チラシにより市民周知を図ったところですが、公表の方法については、点数偏重への懸念もあることから、数値での公表はせず、全国の平均を100として本市の平均と比較したグラフや文言による公表とし、あわせて市ホームページでも掲載してまいります。今後とも本市の子供たちの学力の向上にご理解とご協力をくださいますようお願いいたします。

なお、全国体力・運動能力、運動習慣等調査については、本年度も小学校5年生と中学校2年生を対象とした悉皆調査として行われました。実施した調査資料については、道教委を通じて文科省に報告いたしました。本市の体力向上策としては全ての小中学校の全学年で新体力テストの取り組みを行っており、また道教委による市町村別結果公表については学力同様同意することといたしております。

次に、小学校の学芸会、学習発表会についてであります。市内3つの小学校で10月11日に2校、18日に1校とそれぞれに行われました。例年同様朝早くから入場を待つ保護者、家族が会場入り口に並ぶという関心の高さですが、どの小学校でも児童たちの練習を積み重ねた成果がうかがえる発表であったことは言うまでもありません。私は全ての会場を回って鑑賞をさせていただきましたが、どの学校でも真剣な取り組みを感じるとともに、子供たちの仲よく、伸び伸びと一生懸命取り組んだ発表に対し大勢の保護者、家族から温かい声援が寄せられておりました。

関連して交流センターみらいで行われました市民総合文化祭では、赤平市教育研究推進協議会の取り組みとして、展示部門では全小中学校の児童生徒の作品が展示されたほか、芸能部門では赤平中学校吹奏楽部、赤平中央中学校合唱部の発表があり、日ごろの学校教育の一端を市民の前に披露いたしました。また、11月15日には赤平幼稚園の発表会がありましたが、現在69名の幼稚園児と10名の教職員によるこの間の幼稚園教育の集大成としての発表会でありました。両親、祖父母など、大勢の家族が訪れ、終始和やかな発表会でありました。

次に、給食センター関係であります。市内で米の減農薬栽培に取り組んでいる生産者組織であるベストライス赤平様から、昨年に引き続きことしも赤平市に対して新品種きたくりんの新米1トンの寄贈がありました。学校給食センターにも配付を受けましたので、12月の給食だよりにおいて使用する日と寄贈の経緯をお知らせし、現在子供たちに赤平の安全、安心なお米を食べてもらっております。また、JAたきかわ女性部赤平支部様からも赤平産のみその寄贈がありましたので、お米同様給食だよりでお知らせの上、大切に使用させていただいております。

次に、社会教育関係について申し上げます。中空知広域市町村圏組合との共催事業であります第15回なかそらちふるさと文化の集いinあかびらを9月22日にエルム高原ローンスタジアムにおいて開催いたしました。和太鼓松村組の演奏となかそらち和太鼓演奏交流会として赤平火太鼓保存会及び近隣和太鼓団体の演奏交流会の後、和太鼓松村組の演奏を行い、赤平市民及び近隣市町の多くの方々が和太鼓の演奏を鑑賞いたしました。また、同日松村組による和太鼓のワークショップも行われ、和太鼓団体所属の参加者が松村氏の指導を受け、技術の向上に努めたところです。

次に、11月3日には赤平市表彰式とあわせ、平成27年度赤平市文化功労賞の授賞式を行いました。今年度は長年茶道を通して赤平市の文化向上にご貢献いただきました茶道表千家流佐々木社中の佐々木

榮子氏を表彰いたしました。11月14日には、赤平市内の子供たちが一堂に集い、毎年開催しております第29回あかびら子どもまつりが総合体育館で行われました。この子どもまつりは、北海道教育の日協賛事業並びに赤い羽根共同募金支援事業でもあり、昨年に引き続き子供交流事業として芦別市青少年育成連絡協議会からも子供たちの参加をいただいたほか、今年度は中空知社会教育関係職員連絡協議会の方々のご参加も初めていただきました。工夫を凝らした遊びの場であるなかよし共和国に子供280名、大人150名が参加し、大人も子供も一緒になり、終日楽しい歓声が響いておりました。11月20日には、赤平市PTA連合会研究大会が市役所コミュニティセンターで行われ、「食べるが育む生き抜く力」と題しまして、帯広市から招いた井田美美子氏の講演をいただき、食育を通じた子供へのかかわりについて理解を深めました。

次に、東公民館関係について申し上げます。機会事業といたしまして、10月に料理講座を開催し、保存瓶を利用した食材の保存方法やヒエ、アワなどの雑穀を使用した料理づくりを学び、10名が参加しました。また、下期事業としてリースづくり講座が12月1日から2回開催され、クリスマスやお正月に飾るためのオリジナルリースづくりを行いました。

次に、社会体育関係について申し上げます。まず、市民プールは、9月30日までに122日間の開設をいたしました。利用者は、昨年より延べ人数で148名多い8,657名の利用者数となりました。10月4日には、第17回市長杯争奪ミニバレーボール大会を総合体育館で開催し、11チーム53名の参加で開催いたしました。10月12日には、北翔大学との連携事業である市民スマイルウォーキングを開催いたしました。雨天のため会場を交流センターみらいに移し、北翔大学の先生、学生が中心となり、ニュースポーツ大会及び抽せん会を開催いたしました。参加者につきましては大人、子供合わせて37名の参加があり、北翔大学の先生と学生16名による指導と協力をいただいて、無事終了いたしました。また、11月8日には、総合

体育館で第16回赤平軽スポーツ大会が行われ、20名の参加をいただき、スポーツ吹き矢の競技で熱戦が繰り広げられました。

次に、図書館について申し上げます。10月10日、今年度で5回目となります読書週間のPRを兼ねた古本フェスタを今回も赤平産業フェスティバルの開催にあわせ交流センターみらいで行いました。図書館で除籍となった図書等、約900冊を無償で提供いたしました。

次に、今年度で35回目となります読書感想文コンクールを行い、今年度は市内全部の小中学校から計58作品の応募をいただき、審査の結果28作品が入賞作品として選ばれました。

以上、教育行政の概要についてご報告申し上げましたが、ご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） 日程第5 議案第47号 赤平市課設置条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第47号赤平市課設置条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

今般事務分掌の一部を見直し、市民相談業務を企画財政課から市民生活課に、消費生活相談業務を商工労政観光課から市民生活課にそれぞれ移管いたしましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

以下、条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第2条につきましては、課の分掌事務につきまして規定してございますが、企画財政課の項につきましては市民生活課に市民相談業務を移管しましたことから、第4号中の字句を削除したものでございます。市民生活課の項につきましては、市民相談業務を企画財政課より、消費生活相談業務を商工労政観光課よりそれぞれ移管いたしましたことから、新た

に第5号及び第6号として加えるものでございます。商工労政観光課の項につきましては、消費生活相談業務が市民生活課に移管されましたことから、第5号を削除するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。植村議員。

○3番（植村真美君）ただいまの業務の変更でございませぬけれども、この内容につきましては市民の情報告知であったりとか、そちらのほうに移りましたということの告知とかというのは何か考えていますでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君）総務課長。

○総務課長（町田秀一君）市広報等でもって市民のほうには通知させていただいているところでございます。よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君）植村議員。

○3番（植村真美君）わかりました。いろいろとそのような情報をすぐ求めていると思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（五十嵐美知君）ほかにありませんか。（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君）質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君）ご異議なしと認めます。

よって、議案第47号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第47号について採決をいたします。

本案は、原案どおりに決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○副議長（五十嵐美知君） 日程第6 議案第48号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第48号 赤平市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法におきまして、市町村等が法に定められていない独自の行政サービスを実施している事務において個人番号を利用する場合や個人番号を利用している事務において庁内の同一機関内で特定個人情報の連携を行う場合、さらには市長部局と教育委員会など、庁内他機関との間で特定個人情報の連携を行う場合においては、条例で定めることとされてございますことから、本条例を制定しようとするものでございます。

以下、条例の内容につきましてご説明を申し上げます。

第1条は、条例の趣旨を規定したものでございます。

第2条は、個人番号や特定個人情報等、用語の意義を定めたものでございます。

第3条は、市の責務について規定したものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲について定めており、個人番号を独自利用する事務につきましては別表第1に赤平市子ども医療費助成に関する条例による子ども医療費の助成に関する事務であって、規則で定めるものを初めといたしまして4つの事務を定め、庁内の同一機関内で特定個人情報の連携を行う場合の事務につきましては、別表第2に児童福祉法による助産施設における助産の実施に関する事務であって、規則で定めるものを初めといたしまして23の事務を定めたものでございます。

第5条は、特定個人情報の提供について定めたもので、庁内他機関との間で特定個人情報の連携を行う場合につきまして別表第3に生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収金の徴収に関する事務であって、規則で定めるものを初めといたしまして3つの事務を定めたものでございます。

第6条は、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めるものとして、委任の規定となっております。

附則といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものとしてでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第48号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（五十嵐美知君） 日程第7 議案第49号 赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第49号赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が平成28年4月1日から施行され、地方公務員法第58条の2第1項に規定しております人事行政の運営等の状況の公表事項につきまして、人事評価及び退職管理が追加され、勤務評定が削除されますことなどから、赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例及び職員の勤務時間及び休暇に関する条例につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

1 ページを参照願います。第1条関係は、赤平市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございますが、第3条は任命権者の報告事項につきまして定めてございますが、勤務成績の評定の字句を削除し、職員の人事評価の状況、職員の休業に関する状況、職員の退職管理の状況についての号の追加から各号を繰り下げるなど改めるものでございます。

第5条は、公平委員会の報告事項につきまして定めてございますが、行政不服審査法の施行に伴い、字句を改めるものでございます。

2 ページを参照願います。第2条関係は、職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部改正でございます。

第1条につきましては、条例の目的を定めてございますが、引用してございます地方公務員法の条項が改正となりましたことから、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議

賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君）質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第49号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（五十嵐美知君）日程第8 議案第50号 証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕議案第50号証人等のため出頭した者に対する費用弁償に関する条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が平成28年4月1日から施行されますが、その中で農業委員会等に関する法律が改正されまして、条の新設などが行われましたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条は、この条例の目的を規定してございますが、引用してございます農業委員会等に関する法律の条が今般法の改正により繰り下がりましたことから、字句を改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君）これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君）質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号については、会議規則第36条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(五十嵐美知君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第50号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより、討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(五十嵐美知君) 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第50号について採決いたします。

本案は、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○副議長(五十嵐美知君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決されました。

---

○副議長(五十嵐美知君) 日程第9 議案第51号 赤平市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(町田秀一君) [登壇] 議案第51号 赤平市税条例の一部改正につきまして、提案の趣旨を申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布されており、これに伴う所要の改正を行うものでございまして、主な改正内容といたしましては納税環境の整備といたしまして、猶予制度の見直しを行うとともに、市たばこ税について所要の改正を行うほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定による社会保障・税番号制度の導入に伴い、申告書等の記載事項につきまして所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして、別紙参考資料の対

照表によりご説明を申し上げます。

1ページから5ページをご参照願います。第8条から第17条まで削除としてございましたが、徴収猶予に係る市の徴収金の分割納付または分割納入の方法の規定といたしまして第8条を、徴収猶予の申請手続等の規定といたしまして第9条を、職権による換価の猶予の手続等の規定といたしまして第10条を、申請による換価の猶予の申請手続等の規定といたしまして第11条を、担保を徴する必要がない場合の規定といたしまして第12条をそれぞれ新たに追加いたしました。第13条から第17条までは削除としたものでございます。

6ページをご参照願います。第18条は、公示送達につきまして規定してございますが、法律名等は今般追加いたします第8条で規定いたしますことから、字句を改めるものでございます。

第23条第2項は、外国法人について規定してございますが、外国法人の恒久的施設の定義といたしまして字句を改めるものでございます。

第33条第2項につきましては、所得税において高額資産家に対する国外転出時の譲渡所得課税制度が創設されますが、同制度の個人市民税の導入につきましては国において引き続き検討することとされたことから、個人市民税所得割の課税表示の算定において当該譲渡所得については所得税法の計算の例によらないものとするところから、ただし書きを追加したものでございます。

第36条の2につきましては、市民税の申告につきまして規定してございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして法人番号を追加することから、改めるものでございます。

7ページから11ページをご参照願います。第36条の3の3につきましては、個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書につきまして規定してございますが、所得税法の改正に伴い、引用している条項が改められましたことから、字句を改めるものでございます。

第51条は市民税の減免につきまして、第63条の2

は施行規則第15条の3第2項の規定による補正の方法の申し出につきまして、第63条の3は法第352条の2第5項及び第6項の規定による固定資産税額の案分の申し出につきまして、第71条は固定資産税の減免につきまして、第74条は住宅用地の申告につきまして、第74条の2は被災住宅用地の申告につきまして、第89条は軽自動車税の減免につきまして、第90条は身体障害者等に対する軽自動車税の減免につきまして、第139条の3は特別土地保有税の減免につきまして、第140条の14は入湯税に係る特別徴収義務者の経営申告につきましてそれぞれ規定してございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして、個人番号や法人番号の追加から、字句の改正等を行うものでございます。

11ページから13ページをご参照願います。附則第4条につきましては、納期限の延長に係る延滞金の特例につきまして規定してございますが、引用してございます法人税法の条項が改正されておりますことから、字句を改めるものでございます。

附則第10条の3につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告につきまして規定してございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして個人番号や法人番号の追加から字句の改正を行うものでございます。

附則第16条の2につきましては、たばこ税の税率の特例を規定してございますが、紙巻きたばこ旧3級品の特例税率を廃止するもので、削除としたものでございます。

14ページから26ページご参照願います。改正附則を記載させていただいてございますが、附則第1条といたしまして、この条例は、平成28年1月1日から施行するものとし、第8条から第17条まで、第18条、第23条第2項及び第3項の改正規定並びに附則第4条第1項及び第16条の2の改正規定、改正附則第2条、改正附則第3条第3項及び第6条の規定につきましては、平成28年4月1日から施行するものとしてございます。

附則第2条につきましては、徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第3条につきましては、市民税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第4条につきましては、固定資産税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第5条につきましては、軽自動車税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第6条につきましては、今般紙巻きたばこ旧3級品の特例税率の廃止をいたしますが、激変緩和等の観点から税率を4段階で引き上げることといたしまして、市たばこ税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第7条につきましては、特別土地保有税に関する経過措置を規定したものでございます。

附則第8条につきましては、入湯税に関する経過措置を規定したものでございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第51号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（五十嵐美知君） 日程第10 議案第52号 赤平市国民健康保険条例及び赤平市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。

本案に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕 議案第52号 赤平市国民健康保険条例及び赤平市介護保険条例の一部改正につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番

号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法の施行に伴いまして、申請書に個人番号を記載することとするなどから、赤平市国民健康保険条例及び赤平市介護保険条例について所要の改正を行うものでございます。

条例改正の内容につきまして別紙参考資料の対照表によりご説明を申し上げます。

第1条関係は、赤平市国民健康保険条例の一部改正でございます。

第32条につきましては、国民健康保険税の申告について定めてございますが、国から示されてございます条例例を参考といたしまして条文を整理するものがございます。

第2条関係につきましても同じ赤平市国民健康保険条例の一部改正でございますが、第31条につきましては減免の規定となっておりますが、マイナンバー法の施行に伴いまして申請書に記載する事項に個人番号を追加することから、字句を改めるものがございます。

第3条関係につきましては、赤平市介護保険条例の一部改正でございます。

第13条につきましては、保険料の減免につきまして定めてございますが、申請書の提出する期限を納期限までとすることから、字句を改めるものがございます。

第4条につきましても赤平市介護保険条例の一部改正となっておりますが、第12条は保険料の徴収猶予につきまして、第13条は保険料の減免につきましてそれぞれ定めてございますが、マイナンバー法の施行に伴いまして、申請書に記載する事項に個人番号を追加することから、字句を改めるものがございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行することといたしますが、第2条及び第4条の規定は平成28年1月1日から施行するとしたものがございます。

以上、ご提案申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第52号については、行政常任委員会に付託いたします。

---

○副議長（五十嵐美知君） 日程第11 報告第6号 専決処分の報告について、日程第12 報告第7号 専決処分の報告についてを一括議題といたします。

本件に関する提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（町田秀一君）〔登壇〕報告第6号及び報告第7号につきましてご説明を申し上げます。

指定されております専決処分事項のうち、第2項の市営住宅の管理上必要な訴えの提起、和解、あっせん、調停及び仲裁に関することに基づき、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解及び市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行いましたことから、議会にご報告するものがございます。

それぞれ専決処分書でご説明を申し上げます。

最初に、報告第6号でございますが、市営住宅の滞納家賃等の支払いの請求に関する裁判上の和解につきまして専決処分を行ったもので、件数は1件で、和解の内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃など20万9,567円を滞納しておりましたことから、平成27年7月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行いました。しかし、その後相手方が分割払いを希望するといたしまして督促異議の申し立てがございましたことから訴訟に移行したものでございまして、平成27年9月18日、口頭弁論に出頭いたしましたところ平成27年9月から1万円ずつ毎月末日に限り指定の口座に振り込む方法により支払うことで裁判上の和解をしたもので、平成27年9

月18日に専決処分をしたものでございます。

次に、報告第7号でございますが、市営住宅の明け渡し及び滞納家賃の支払いの請求に関する訴えの提起につきまして専決処分を行ったものでございまして、訴訟件数は1件で、訴えの内容といたしましては、相手方が市営住宅の家賃27万4,200円を滞納しておりましたことから、平成21年2月に滝川簡易裁判所に対し支払い督促の申し立てを行い、その結果平成21年4月から1万円ずつ毎月末日に限り持参する方法で支払うことで裁判上の和解をし、さきの議会でご報告させていただいておりますが、その後もすぐに支払いが滞り、滞納が膨れ上がるばかりであり、平成27年8月12日、家賃、債権全ての支払いと建物明け渡しを趣旨といたしました内容証明郵便を送付し、1カ月後の9月12日その期限と定め通知いたしました。ところが、応答がなく、なおも不履行なままでありました。このことから、市営住宅の明け渡しと滞納家賃56万5,900円の支払いを求めるため、平成27年9月28日、滝川簡易裁判所に訴えを提起したもので、平成27年9月28日に専決処分をしたものでございます。

以上、報告第6号及び第7号につきまして一括してご説明申し上げました。よろしくご了承くださいますようお願いを申し上げます。

○副議長（五十嵐美知君） これより、一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております報告第6号、第7号については、報告済みといたします。

---

○副議長（五十嵐美知君） お諮りいたします。

委員会審査のため、あす9日、1日休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（五十嵐美知君） ご異議なしと認めます。

よって、あす9日、1日休会することに決ま

た。

---

○副議長（五十嵐美知君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時09分 散会）

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

副 議 長

署 名 議 員 ( 番)

署 名 議 員 ( 番)